



島根県報

平成19年6月29日(金)

号外第86号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

選管告示

参議院島根県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	1
参議院島根県選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数	1
参議院島根県選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間	1

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第76号

平成19年7月29日執行予定の参議院島根県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成19年6月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

平成19年7月12日

島根県選挙管理委員会告示第77号

平成19年7月29日執行予定の参議院島根県選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成19年6月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

区画の数 6

島根県選挙管理委員会告示第78号

平成19年7月29日執行予定の参議院島根県選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成19年6月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

被登録資格の決定の基準となる日	平成19年7月11日
ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日	平成19年7月29日
登録を行う日	平成19年7月11日
縦覧期間	平成19年7月12日

